

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

人事異動	三重県教育委員会委員の異動について	教育総務室	1頁
お知らせ	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	人材政策室	1頁
	公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則 ...	福利・給与室	2頁

人 事 異 動

辞職に伴い、次のとおり三重県教育委員会委員の異動がありました。

平成20年4月1日

三重県教育委員会

就 任 向 井 正 治

任 期 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

退 任 安 田 敏 春

退任年月日 平成20年3月31日

お 知 ら せ

平成20年4月1日付け三重県公報第1971号に「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」他が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十年四月一日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司

三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十四号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年^{三重県人事委員会規則}第四号）の一部を次のように

改正する。

第九条の三第一項中「公益法人等への職員の派遣等に関する規則」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する規則」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）及び公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の規定に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十年四月一日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十五号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
(公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年^{三重県人事委員会規則}第一号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第七号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部改正)

第二条 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年^{三重県人事委員会規則}第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同条第二項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第三条 公立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十五年^{三重県人事委員会規則}第一号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項第三号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第十七条の四第二項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第四条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年^{三重県人事委員会規則}第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第二条第三号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

第五条第二項第一号、第七条第三号並びに第十一条第二項第二号及び第六号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

(公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第五条 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十五年^{三重県人事委員会規則}第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第七号及び第二十一条第一項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第六条 公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（平成十六年^{三重県人事委員会規則}第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第七条 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年 三重県人事委員
三重県教育委員
会規則
会規則第六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項第四号ル中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

（平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部改正）

第八条 平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則（平成十八年 三重県
三重県
人事委員会規則
教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号本中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同条第八号及び第十号ル中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

 発行
津市 広明町 13番地
三重県 教育委員会

印刷
有限会社 第一プリント社